

家庭教育支援の推進に関する施策の報告（概要）

条例施行日：平成25年4月1日

推進体制：平成25年度に「くまもと家庭教育支援条例連絡会議」を設置し、年2回開催。（現在、総務部、健康福祉部、環境生活部、教育庁、警察本部の5部局、15課で構成）

1 平成26年度の主な取組みと成果

くまもと家庭教育支援の推進に向け、5部局13課61施策に取り組んだ。主なものは以下のとおり。

(1) 親としての学びを支援する学習機会の提供（第12条関係）3部局3課5施策

保護者が家庭教育の内容、子育ての知識その他の親として成長するために必要なことについて学ぶことを支援する学習方法の開発及び普及を行うとともに、学習機会の提供を行う。

○くまもと「親の学び」プログラムの推進（社会教育課）

保護者を中心に、県内1,225箇所（前年度比265箇所増）で開催し、65,427人（前年度比27,019人増）が参加した。小学校・中学校・高校での「親の学び」実施率73%（4カ年戦略指標70%を達成）

(2) 親になるための学びの推進（第13条関係）4部局4課5施策

子どもたちが家庭の役割、子育ての意義その他の将来親になることについて学ぶことを支援する学習方法の開発及び普及を行うとともに、学習機会の提供を行う。

○私立幼稚園における高校生の保育体験の受入れ等の推進（私学振興課）

高校生が参加する交流事業・保育体験を実施している園（23園）へ支援を行った。

(3) 人材養成（第14条）2部局5課10施策

指導者、教員、保育士等を対象とした研修会や講習を行うなど、家庭教育を支援する人材の養成及び資質の向上を図る。

○県立高等学校の家庭科主任を対象とした講習（高校教育課）

家庭科主任会、教育課程研究協議会等において、家庭や地域と連携した学校の役割を担う家庭科教師の資質向上を図った。

(4) 家庭、学校、地域住民等の連携した活動の推進（第15条関係）4部局7課10施策

子育ての支援を行う機関に対する補助、地域の人材を活用した家庭教育支援を行うなど、家庭教育の関係者が相互に連携し、協力して取り組む家庭教育活動を支援する。

○地域教育コーディネーター活用補助事業（社会教育課）

家庭教育支援員を中学校区等（県内7市町）に配置して、地域の家庭教育に関する相談業務や保護者への学習機会の提供及び家庭教育に関する情報提供を行った。

(5) 相談体制の整備及び充実（第16条関係）4部局7課14施策

家庭教育に悩む人たちを対象として、電話相談、面接相談等の相談体制の整備及び充実を図る。

○ひとり親家庭等支援事業「母子家庭等就業・自立支援センター事業」（子ども家庭福祉課）

様々な困難を抱えているひとり親家庭の自立に向け、就業相談（658件）、法律相談（23件）、総合相談（575件）など、就業、生活、養育等のニーズに対する総合的な支援を行った。

(6) 広報及び啓発（第17条関係） 4部局10課17施策

家庭教育に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うとともに、教育における家庭の果たす役割及び責任の重要性について、県民の理解を深める広報及び啓発を行う。

○家庭教育支援の普及啓発（社会教育課）

くまもと家庭教育推進フォーラム（参加者 429 人）を条例関係課と連携して開催し、家庭教育功労者（10 人）及び優良団体（11 団体）を表彰するなど、条例の周知と家庭教育支援の気運を高める啓発を行った。

<家庭教育支援の推進上の課題>

○乳幼児の保護者の親としての学びの支援する学習機会の提供

乳幼児の保護者を対象とした「親の学び」プログラムの活用は着実に広がっているが、幼稚園・保育所等での活用を重点的に促進する必要がある。（H26 実施率：幼稚園・保育所等 7.2%、小学校 84.3%、中学校 77%、高校 30.2%）

○高校生が親になるための学びの推進

高校生を対象とした「親の学び」プログラム次世代編は高校での新入生宿泊研修などで徐々に活用が定着してきたが、より一層の活用を図る必要がある。

高校での実施校 6 校（H24）→ 8 校（H26）

○現代的課題への対応

携帯電話・スマートフォンの普及に伴う様々なトラブルを背景に「くまもと携帯電話・スマートフォンの利用5か条」を作成し、県内全ての小6～高3の児童生徒に配付して、学校・家庭・地域でのルールづくりを推進した。今後も現代的課題に取り組む必要がある。

2 平成27年度の主な施策

くまもと家庭教育支援の推進に向け、5部局15課66施策に取り組む。主なものは次のとおり。

(1) 親としての学びを支援する学習機会の提供（第12条関係）4部局4課6施策

「親の学び」プログラムを、多くの保護者が参加する機会をとらえて開催する。また、PTA等を対象に消費生活に関する学習会を実施するとともに、少年の非行等を未然防止する「肥後っ子をまもる保護者教室」等に取り組む。

(2) 親になるための学びの推進（第13条関係）4部局5課6施策

将来親になる中学生・高校生を対象に、「親の学び」プログラムを実施する。また、思春期の性と生に関する講演会や認知症の対応へのサポーターの養成及び食の安全に関する講座等を行うとともに、私立幼稚園における高校生の保育体験の受入れ等に取り組む。

(3) 人材養成（第14条関係）3部局6課10施策

「親の学び」プログラムを実践するための人材育成に取り組むとともに、幼稚園教諭・保育士を対象に研修会を充実し、知識や技術等の資質向上を図る。また、高等学校の家庭科主任や進路指導主事を対象に、条例の理解や家庭との連携等についての意識向上を図る研修会を実施する。

(4) 家庭、学校、地域住民等の連携した活動の推進（第15条関係）4部局7課11施策

「熊本の心」を活用して県民の郷土愛や道徳心を高めるとともに、「学校等警察連絡協議会」を通じて、学校と警察の情報共有や街頭補導等に取り組む。また、発達障がいの特性に応じた育児ができるよう関係者向けのマニュアルを活用した研修会を開催するなどして、早期の支援等を図る。

(5) 相談体制の整備及び充実（第16条関係）4部局7課14施策

家庭教育電話相談をはじめ、生徒指導上の諸問題を抱える保護者や児童生徒及び学校に対して、スクールソーシャルワーカーを配置したり、スクールカウンセラーを派遣したりするなど、子育てについての相談体制の充実に取り組む。また、ひとり親家庭の支援や特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒の保護者に対して相談会を実施する。

(6) 広報及び啓発（第17条関係）5部局10課19施策

関係課との連携のもと、幼稚園・保育所及び高校における効果的な家庭教育支援の在り方を研究・実践し、その成果を発信する。また、「家庭教育推進フォーラム」を他の部局や市町村と連携して開催するとともに、各種行事を通じて家庭教育支援の普及啓発に取り組む。また、発達障がい等の各障がいの特性や配慮の仕方などへの理解や人権意識の向上に向けたイベント等を行う。

<課題を踏まえた、本年度の取組み>

○乳幼児の保護者の親としての学びを支援する学習機会の提供

県内3園をモデル園に指定し、父親講座や連続講座の提供など、幼稚園や保育所等における効果的な家庭教育支援の在り方を研究・実践する。また、外部の調査委員会を設置して取組みについての検証をしながら、その成果をリーフレット等にして、福祉・教育部局を通じて関係機関へ提供する。

○高校生が親になるための学びの推進

「親の学び」プログラム次世代編の活用を強化するため、県立高校1校を研究指定校に位置づけ、教科や行事、特別活動等での「親の学び」プログラムの活用を研究・実践する。また、教科学習として実施する場合の指導案やプログラムの効果的な活用などの成果を県内の高校へ提供する。

○現代的課題への対応

携帯電話・スマートフォンの普及に伴う様々なトラブルなどの現代的課題への対応や親子のコミュニケーションを促進するため、熊本県PTA連合会、熊本県公立高等学校PTA連合会、熊本県地域婦人会連絡協議会に委託して、各団体が親子学習活動（自己の生き方や職業、携帯・スマホの利用、薬物乱用防止等）を提供する。